

— 記者発表資料 —

東京ガス(株)占用工事における不適切な路盤材の使用について

東京国道事務所管内における東京ガス(株)の道路占用工事において、不適切な路盤材を使用していた事案がありましたのでお知らせします。

1. 概要

東京国道事務所管内で東京ガス(株)の占用工事の一部において、本来、路盤材として再生粒度調整碎石(RM)を使用すべきところ、再生クラッシャーラン(RC)を使用していたものです。

なお、東京ガス(株)から東京国道事務所へは、本来の舗装構成で施工するとした施工計画書及び施工したとした完了届等が提出されており、実際はこれと異なる施工がなされていたものです。

経緯及び具体の箇所は別紙の通りです。

2. 今後の対応

該当の箇所については、東京ガス(株)により、本来使用すべき路盤材で復旧を行うこととしていますが、施工時期等詳細については現場状況を踏まえ対応します。

道路利用者及び沿道にお住まいの方々にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、現地の路面状況に変状は生じていないことを確認していますが、同社へ是正工事完了までの定期的な安全点検について、求めています。

また、同様の事案がないか、東京ガス(株)の他の占用工事について同社へ調査を求めているとともに、他の占用企業者の占用工事につきましても調査を進めます。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所事務所 電話 03-3512-9090(代) FAX03-3512-9157

副所長 粕谷 日出夫(かすや ひでお) 管理第一課長 山本 裕一(やまもと ゆういち)

○経緯

日鉄パイプライン&エンジニアリング(株)(以下、日鉄P&E(株))及び日鉄P&E(株)と(株)キャプティとの共同企業体が東京ガス(株)から受注した工事において該当事案があったことを、施工した日鉄P&E(株)から東京ガス(株)へ令和2年10月9日に報告がありました。

これを受けて、東京ガス(株)より同年10月21日に東京国道事務所へ報告がされました。

その後、横浜国道事務所、相武国道事務所へも報告がなされたものです。

なお、原因については、東京ガス(株)が、施工業者の作成する書面のみで使用した材料を確認しており、結果として管理が十分でなかったことによるものと同社より報告されています。

○不適切な路盤材の使用について

本件事案における不適切な路盤材の使用とは、一例として、下記舗装断面のうち本来、下層路盤材として再生粒度調整碎石(RM)を使用すべきところ、再生クラッシャーラン(RC)を使用して舗装を行っていたものです。

～標準的な舗装構成(例)～

路面

| 路面 | |
|------|--------------|
| 表層 | アスファルト舗装 |
| 基層 | アスファルト舗装 |
| 上層路盤 | 再生アスファルト安定処理 |
| 下層路盤 | 再生粒度調整碎石(RM) |



～今回の事案～

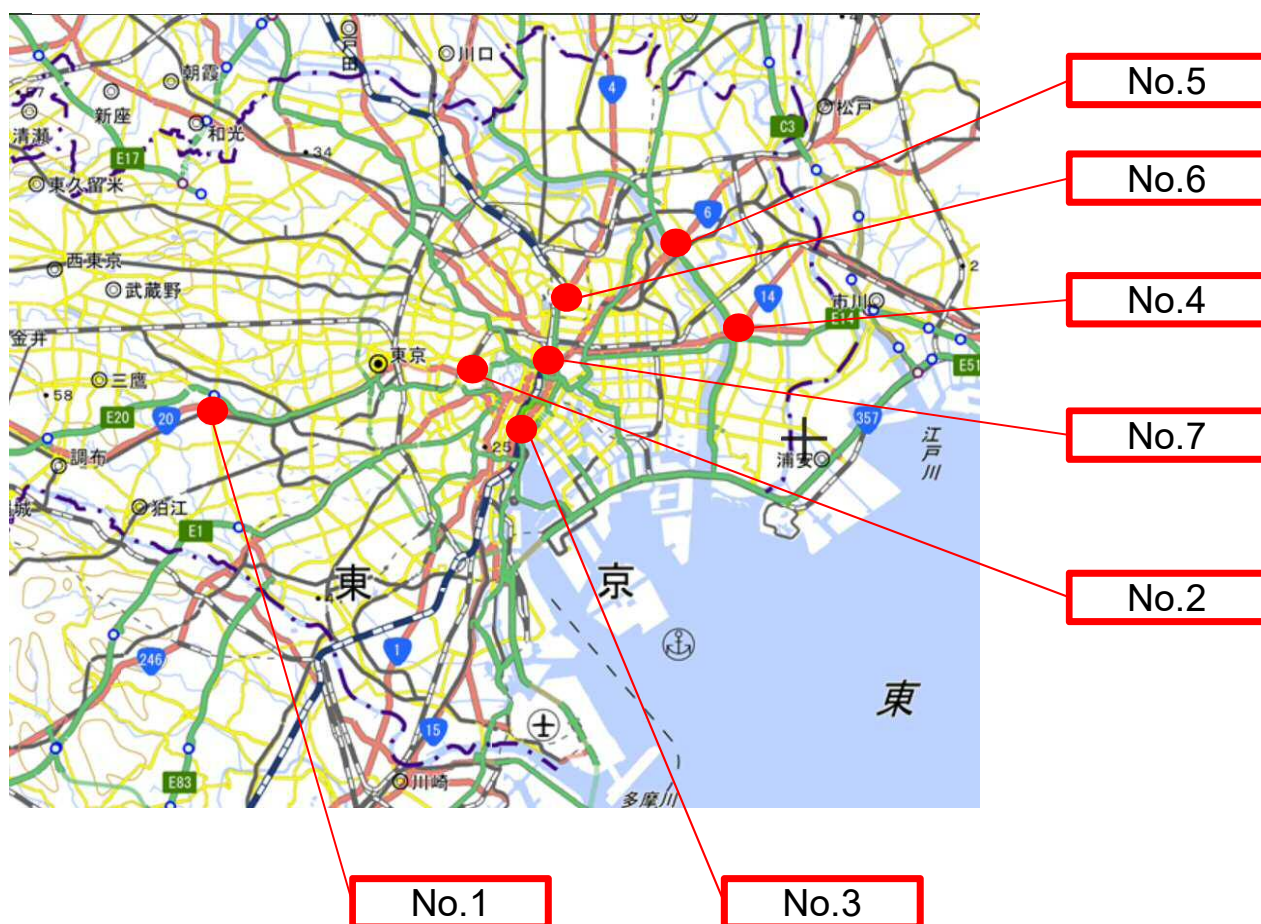
路面

| 路面 | |
|------|----------------|
| 表層 | アスファルト舗装 |
| 基層 | アスファルト舗装 |
| 上層路盤 | 再生アスファルト安定処理 |
| 下層路盤 | 再生クラッシャーラン(RC) |

○該当箇所

| No. | 路線 | 住所 | 上下区分 | 歩車道区分 | 掘削延長 (m) |
|-----|-----|--------------|------------|-------|-------------|
| 1 | 20号 | 杉並区上高井戸 1-13 | 上り線 | 歩車道 | 10.10 |
| 2 | 20号 | 千代田区麴町 4-2 | 上り線 | 歩車道 | 37 |
| 3 | 15号 | 港区新橋 1-5 | 上り線 下り線 | 歩車道 | 29 |
| 4 | 14号 | 江戸川区松島 1-32 | 上り線 下り線 | 歩車道 | 44.5 |
| 5 | 6号 | 葛飾区四ツ木 1-24 | 上り線 | 歩車道 | 16 |
| 6 | 4号 | 台東区東上野 4-3 | 上り線 | 歩車道 | 29 |
| 7 | 17号 | 中央区日本橋室町 4-3 | 上り線 下り線 | 車道 | 19.3 |

位置図



出典: 国土地理院ウェブサイト(<https://www.gsi.go.jp/top.html>)